

〔研究ノート〕

中四国・九州地方における「土地抵当貸付」の態様と性格(続)

——大蔵省勸業農工銀行係『土地抵当貸付調』よりみた——

加藤 幸三郎

3 九州地方の態様と性格

本年銀行検査ノ為メ九州及沖縄地方へ出張ノ際、鹿児島・宮崎・大分・三県下ニ於ケル土地抵当貸付ノ概況ニ就キ取調候処一県下ニ於テモ地方ニ依リ差異有之或ハ銀行者ニ就キ問合候也遠隔ノ地方ハ地方庁ニ依頼シ大略別紙ノ通り回答有之僅ニ一斑ヲ知り得ルニ過キズ候得共此儘供回覽候也

明治廿七年六月

大蔵属 藤田金

大蔵属 今井高行

官房 第三課長 添田寿一殿

過般御出張御垂問ヲ受ケ候取調ノ事項ハ段々遷延候処實ハ種々取り調べヲ要セシ為メニ有之候間此義不悪御承認可被下候右御垂問ニ對シ別書謹ンテ進達仕候也

第百四拾七国立銀行沖縄支店

支配人 永江徳志(○印)

明治廿七年五月十日(角印)

大蔵属 今井高行殿

本県ハ他府県ト異ニシテ耕地ノ公田法ナルト単行法律ノ不実施多キカ為メトニ因リ質議ノ条項ニ對シ逐次答弁ヲ付スル能ハス左ニ地所ノ種ヲ列記以テ之レヲ詳述スベシ

- 一 公田法ニシテ所有権ナキ耕地
- 二 請地、仕明請地、仕明知行地、払請地等所有権アル耕地
- 三 所有権アル宅地
- 四 所有権ナキ宅地

- 一 耕地ハ未タ地租改正前ニテ旧藩政来ノ儘各村百姓ニ授ケラレ七年乃至十五年ヲ期限トナシ(各村トモ転住シテ農業ヲ為スモノアルモ在来ノ百姓ニ非ラサレハ割付ヲ受クル能ハス、単

ニ小作スルニ止マレリ), 在来百姓ノミ割替ヲ為ス公田法ナルヲ以テ, 人民ニ所有權ナク特ニ割付ケラレタル地所ヲ耕作シ其収益ヲ得ニ止マルモノナレバ所有權ハ到底他ニ抵当トナシ, 又讓渡スコトヲ得サルノミナラス割付中ノ耕作ノ權利即チ用益權ノ如キモノモ亦旧藩庁ノ法律ニ於テ買買讓渡抵当典物ト為スコトヲ禁セラレ今尚ホ其効力ヲ有セリ

二 人民ニ所有權アル地所ハ請地外三種ニシテ随意売買讓渡ヲ為スヲ得ルモ至リテ僅少ナリ, 請地トハ百姓地即チ官地ヲ私受ケタル地所, 仕明請地トハ山野ノ開墾池沼ノ埋立ヲ為シタル地所, 仕明知行地トハ士族ノ事業ニ係ルモノニシテ仕明請地ノ別名, 私請地トハ請地ト其性質ヲ同スル異名ニシテ具志川・北谷両間切ニ在ルモノヲ云フ

三 首里(旧首府那覇 {県庁所在地})ハ市中ニシテ旧藩ニ於テ士族ノ住居スル土地ニテ(平民モ勿論住居セリ)宅地ハ始メ相授ケラレタルモノナレバ素ヨリ所有權アリテ売買讓渡ヲ為スコトヲ得

四 前項第三項ヲ徐クノ外即チ間切各村ハ公認ヲ得テ一定ノ地ヲ画シ宅地ト為シタルモノナレトモ, 原ト百姓地ヲ分割付与シタルモノナレバ第一項ト一般売買讓与ヲ為スコトヲ得ス

以上述ルカ如ク人民ニ所有權アリテ売買讓渡ヲ為シ得ヘキ權利アル土地ハ第二項, 第三項ニテ其数至リテ少ナク, 然ノミナラス本県ハ登記法ノ実施ナキヲ以テ優先權ヲ得ル能ハザレバ(登記ノ有無ニ付優先權アルト否トノ法律上ノ議論ハ暫ク置キ現在当地ノ取扱ヲ云フ), 当銀行ハ容易ニ地所ノ抵当ヲ以テ貸付ヲ為シタルコトナシ, 又之レヲ好^(ママ)マサルナリ, 從シヤ貸付クルコトアルモ地所ノ抵当ハ表面上ノ担保ニ止マリ信用ヲ其人ニ置キタル場合ニ限ル, 而シテ借主ノ用途ハ一時ノ融通ニ過キサルモノ如シ, 且ツ囊キニ陳述シタル如ク地租改正前ナレハ土地価格ナキニ付割合ヲ定ムル能ハザルヲ以テ, 場所ト性質トニ因リ隨時之レヲ定ムルノ外ナシ, 通常那覇首里近傍ノ地所ハ耕地ニシテ一坪貳円乃至參円首里那覇宅地ハ一坪三円乃至拾円ノ売買価格はレ畢竟人民ニ所有權アル地所少キニ基因シ高値ナルナラン, 右ハ第一銀行ノ貸付上ニ付テ其実況ヲ述ヘタルモノナリ, 又第二銀行以外ニ於テ土地抵当貸付ヲ業ト為スモノ別ニナシ, 一二組合等ヲ為シ他ノ事業ノ傍ラ土地ヲ抵当ト為シ貸付ヲ為スモノナキニ非ラザルモ專業ニ非ラサレバ, 一々質問ノ各項ニ適合シテ陳述スル能ハサルナリ, 然レトモ第二第四ニ至リテハ一言之レヲ説明スルノ必要アリ何ソヤ, 土地人民營業上ニ非ラスシテ土地ヲ抵当トナシ貸付ヲ為スコト是レナリ, 当地人民ハ生計ノ度大ニ赴ク, 中等人民ニシテ一日一名五六錢ニ過キサルヲ以テ, 一旦多少ノ貯金ヲ為シタルモノハ容易ニ之レヲ減少スルコトナク從テ小金満家非常ニ多ク小金満家ハ土地担保ノ貸付ヲ為スヨリ外確實ナルコトナシトノ觀念ト習慣トニ因リ, 法律上ノ思想ニ乏シキ為メ猶ホ今日ニ行ハレ居レリ, 而シテ其利息ハ八分乃至壹割二三ノ月利ニシテ多クハ無期限流地容易ニナシ, 其債務者ハ士族ニ多シ又作得ヲ以テ利息ニ充ツルモノ十中ノ三四ニ居レリ, 聊カ意見ヲ述ベテ以テ各項ノ答弁ニ換ウ 』

第一類 (以下ハ, 「第五国立銀行」用箋使用)

- 一 土地ノ抵当ハ次第ニ増加スルノ傾向アリ
- 二 抵当トナル土地ハ主トシテ宅地アリ農作地アルモノト一ノ比例ナリ

- 三 宅地抵当ト農作地抵当トハ共ニ増加スルノ傾向アリテ就中宅地ハ増加ス
- 四 銀行ハ宅地ヲ好ミ農作地ハ好マス
- 五 土地貸付ノ利子ハ宅地ト農作地トニ拘ハラズ概シテ一割式歩トス、他動産ニ比シテ高貴ナリ
- 六 土地抵当貸付ノ期限ニ至リ書換ヲナスモノ多ク又ハ度数ハ四五回位ニ至ルモノアリ（宅地・農作地区別ナシ）他種抵当ニ比シテ書換多キ方ナリ
- 七 土地抵当貸付ハ期限ニ至リ延期書ヲ付ス、他種抵当ハ期限毎ニ証書ヲ新ニス、費用ハ書換ノ日歩又ハ月歩ノ重複ナルノ外他ニ手数料ナシ
- 八 書換ニ付利子ヲ高低スル事ナシ
- 九 銀行ハ宅地・農作地共売買実価ノ六七割ヲ標準トシ異差ナシ
- 十 銀行ハ時価ヲ以テ標準トス
- 十一 銀行ハ二番抵当ヲ許サス
- 十二 銀行ハ抵当流レトナルモノナシ
- 十三 抵当流レナシ、若シ相当流レトナリ売却スル場合ニ於テハ宅地ノ方易ク耕地ハ難シ
- 十四 当店ニ於テ相当流レトナリ売却シタルモノ曾テナシ依テ異差判然セス
- 十五 当店ニ於テ相当流レノ土地ヲ売却シタル事ナキニ依リ■■■（二字不明）ノ■■（？）判然セス
- 十六 土地抵当ニシテ返済ナキトキハ裁判所ニ出訴スルヲ通常トス
- 十七 銀行ニ於テ土地抵当ニシテ貸付クル金額ハ一口拾円以上トシ百円未満ヲ最モ多シトス
- 十八 銀行ガ抵当トナスモノハ士族・商人殆ント相失ハス
- 十九 土地抵当債務者中農商業者次第ニ増加シ他ハ先ツ減少スルノ勢ナリ
- 二十 銀行ト土地抵当債務者ノ借金ハ商業ト土地買入ヲ重ナルモノトス
- 二十一 土地買入ヲナシ収穫ヲ以テ返済ニ充ツルモノ期限ニ至リ書換ヲ為スモノ多シトス、抵当流レトナルモノ少シ

第 二 類

- 一 ナシ
- 二 ナシ
- 三 ナシ
- 四 商人ニシテ金貸シヲスル者多ヲ占ム
- 五 土地ヲ抵当トスル債務者ハ農家多シ
- 六 肥料・種物類買入ノ資本トス
- 七 壹割五分ヨリ貳割
- 八 通常三ヶ月長キハ六ヶ月期限ニ至リ書換ヲ為ス
- 九 書換ニ要スル費用ハ借入金ノ五分乃至壹割ヲ出ス
- 十 貸借契約ノ条件、至極厳ニシテ債務者ヲ■■（？）未スル約定最モ多シ

第 三 類

- 一 銀行ヨリ貸付ヲ受クルモノハ中産以上ニシテ他ノ貸付者ヨリ貸付クルモノハ

細民・細農ナリ

- 二 銀行ヨリ貸付ヲ受クルモノハ概シテ事業資本ニ使用スルモノ多クシテ生計上ノ融通ヲ為スモノハ尠ク、他ノ貸付者ヨリスルモノハ生計上ノ融通多キシテ事業資本トシテ借受クルモノハ尠キ方ナリ])

「 土地抵当貸付ニ関スル実況別紙調書差出候也

(鹿兒島) 第 百 四 十 七 国 立 銀 行

明治廿七年三月 頭 取 染 川 濟○印

支配人 三 原 経 国○印

大 蔵 属 稲 波 釣 三 郎 殿

大 蔵 属 今 井 高 行 殿

「 第 一 類

- 一 土地抵当ハ次第ニ増加スルノ傾向アリ
- 二 抵当トナル土地ハ宅地多シ而シテ宅地ト農作地トノ割合ハ十ト二トノ比ナリ
- 三 宅地抵当ト農作地抵当ハ各々増加スルノ傾向ナルカ宅地抵当尤モ増加スルノ趨勢ナリ
- 四 銀行ハ土地抵当ヲ好マスト雖トモ他種類抵当物大ニ減シ他ニ確實ノ抵当物トシテ採択スルニ足ルモノ尠ナシ、故ニ止ムヲ得ス土地抵当ヲ容レサルヲ得サルニ至レリ、而シテ土地抵当中好ム処ノ多イモノハ市街宅地抵当ニアリ、如何トナレバ市街宅地ハ売却上便利ニシテ現金トナリテ回収スルハ速カナレハナリ、若シ農作地ニシテ抵当流レトナルアラバ売却上渋滞スルノ憂アルニ由ルナリ
- 五 土地抵当貸付ノ利子ハ宅地・農作地共高キモノハ壹割貳分
(以下、二頁分 {五~十四} 欠如)
- 十四 (途中ヨリ)
見積価格ト其公売価格トノ差通常ナル者
最初ノ見積家格 二千八百五十円
此貸付金額 二千二百八十円
公売価格 二千二百八十円
- 十五 市街宅地ヲ公売ニ附スルトキハ重モニ商人ノ有ニ歸セリ
- 十六 土地抵当貸付金ノ期限ニ至リ返済ナキモノハ、借用証書ニ添付シアル抵当物売却ノ委任状ヲ以テ之ヲ処分スルヲ通常ナリトス
- 十七 土地抵当ニテ貸付タル金額ハ一口四十円以上トシ、百円ヨリ千円迄ノモノ尤モ多シ
- 十八 市街宅地ヲ抵当トナス債務者ハ重ニ商估ニシテ農作地ノモノハ農業者ナリ、其割合ハ八ト三トノ比ナリ
- 十九 農業■■■■ (不明) 増加シ■■■ (不明) トキ■■■ (不明) スルノ傾向ナリ
- 二十 商品仕入ノ目的及ヒ事業費其他土地買入ニ用ユルモノナリ、而シテ其借受ケタル金額ヲ他

ニ転貸スル事ナシ

二十一 農作ノ肥料買入又ハ土地買収ノ為メニ借受ケタルモノ期限ニ至リ書換ヲナス、又抵当流レトナルモノハ少ナシ

第 二 類

- 一 各地方ノ市街村落ニ於テ土地抵当貸付ヲナスモノノ数ハ分明ナラス
- 二 土地抵当貸付ヲ業トナスモノ近年漸次増加スルノ傾向アリ、且ツ其貸付業者ハ収益ヲ壟断シ富ヲ増スノ勢ヒトナリタルヲ以テ更ニ衰兆ヲ見ズ
- 三 是等貸付業者ハ自己所有ノ田畑ヲ売却シテ之レヲ貸付資本トスルナリ
- 四 商人ニ多キガ如シ
- 五 細民・細農ニ多シ
- 六 農耕作ノ資本ニ要スルモノニシテ重モニ肥料ニ充ツ
- 七 通常二割乃至三割ノ歩合ナリ
- 八 貸付期限ハ短キモノ一ヶ月長キモノ三ヶ月ニ過キス、又期限ニ至リ書換ヲナス事通常ナリ
- 九 書換ヲ要スル毎ニ利子ヲ重複スルハ勿論其間ニ仲裁人アリテ勘ラサル口銭ヲ取レリ、其費用ハ概算スルヲ得スト雖モ、凡一たび書換ヲナスニ當リテハ借受金額ニ對シ不相応ノ費用ヲ払ハサルヲ得サルヘシ
- 十 貸借契約ニ於テ貸付業者ノ徵求スル条件ハ左ノ如シ
 - 一 利息ヲ明記ス
 - 一 返済期限ヲ確定明記シ其期限ニ至リ無相違■■■（不明）返済ノ義務ヲ果ス事
 - 一 返済期限ニ至リ返済ノ義務ヲ果スヲ得サルトキハ抵当物件ヲ押収シ若クハ勝手ニ売却シ貸金ノ代償ニ充ツル事
 - 一 抵当物売却代金ニシテ貸付金ノ代償ニ充タリシトキハ本人ノ資産ヲ尽シテ返済ノ義務ヲ果ス事
 - 一 抵当物ニシテ時価低落シ貸付金ノ額ニ及ハサルトキハ更ニ不足額丈ノ増抵当ヲ要スル事
 - 一 保証人ヲ確定シ署名調印シ後日ノ引受証人トシテ備■■（？）考ニ對シ保証人ノ義務ヲ負フ事

第 三 類

- 一 銀行ヨリ貸付クルモノハ中産以上ニシテ他ヨリ貸付ヲ需ムル者ハ細農・細民ナリ
- 一 銀行ヨリ貸付クルモノハ事業ノ費途ニ充ツルモノニシテ他ヨリ需求スルモノハ生計上一時ノ融通ノ為メニスルモノナリ

先般県下へ御出張ノ際御依頼ノ土地抵当貸付及類似組合会社其他不（？）調書並ニ二十五年分本県統計書一冊申送付候条御落掌相成度候也

明治二十七年六月二十七日

宮崎県内務部第五課 印

大 蔵 省

大蔵属 今 井 高 行 殿

此統計書別便ニテ御送付申上候也

銀行以外ニ於ケル土地抵当貸付調査要項

- 一 各地方ノ市街及ヒ村落ニ於テ土地抵当貸付ヲ業トナスモノノ概数
- 二 是等貸付業者ノ近年ノ盛衰如何
- 三 是等貸付業者ハ何ヨリ其貸付資金ヲ借ルヤ
- 四 営業者ニ非スト雖モ土地ヲ抵当トシテ貸付ヲナスモノアラハ其如何ナル種類ノモノニ多キヤヲ挙クヘシ
- 五 土地ヲ抵当スル債務者ハ重ニ如何ナル種類ノモノナルヤ
- 六 債務者ハ重ニ如何ナル使途ニ借受クルモノナルヤ
- 七 通常貸付金利息ノ歩合ハ如何
- 八 通常貸付期限ハ如何又ハ期限ニ至リ書換ハ通常ナルヤ否
- 九 書替ニ要スル費用ハ如何
- 十 貸借契約ニ於テ貸付業者ハ自己ノ利益ノ為ニ徴求スル条件ハ如何
- 十一 普通ニ用ユル借用証書ノ文体ハ如何ナルヤ
- 十二 銀行ヨリ貸付ヲ受クルモノハ概シテ中産以上ノモノニシテ、其他ノ貸付業者ヨリ貸付ヲ受クルモノハ概シテ細民殊ニ細農ナル事實存セルヤ
- 十三 銀行ヨリ貸付ヲ受クルモノハ概シテ事業用ノ資本ニシテ、其他ノ貸付業者ヨリ貸付ヲ受クルモノハ生計上ノ融通ノ為メニスルモノナルノ事實存セルヤ

宮 崎・北 那 珂 郡 地 方

- 一 土地抵当貸付業者ナシ
- 二 第四項ノ営業者モ漸次其数ヲ減ス
- 三 一項ニ依リナシ
- 四 農商家ニ於テ貸付ヲナス
- 五 中産以下ノ農民
- 六 訴 税、^(ママ)■■ (不明)、肥料代、其他家計上ノ逼迫ヨリ一時ノ借用ヲナシ、概略重複シテ其極遂ニ土地ヲ抵当トシテ其旧債返済ノ資ノナスモノ多シ、偶々中小ノ農家ニシテ土地買入ノ為メ土地抵当トシテ借入ヲナスモノアリ
- 七 百円以上一ケ年壹歩五厘、百円未満ハ貳歩
- 八 期限ハ概シテ六ケ月又ハ一ケ年ニシテ書替ヲナスモノ多カラス
- 九 書替ニ要スル費用ハ債務者ノ負担ニテ印紙及ヒ登記料ノミナリ
- 十 別ニ使用スル条件ナシ
- 十一 借用証様体 (以下略)
- 十二 銀行ヨリ貸付ヲ受クルモノハ概シテ中産以上ノモノニシテ、其他貸付業者ヨリ貸付ヲ受ク

ルモノハ概シテ細民殊ニ細農ナリ

十三 前項前者ハ概シテ事業用ノ資金ニシテ後者ハ家計上融通ヲ目的トナス

南 那 珂 郡 地 方

- 一 土地抵当貸付業者ナシ
- 二 第一項ノ業者無之ニ付盛衰ナシ
- 三 第一項ニ依リ、ナシ
- 四 農家ニ於テ貸付ヲ為スモノ多シ
- 五 細農民ニ限ル
- 六 家計ノ窮乏ヲ補フ為メ職業ノ資本ノ為メ、土地ヲ抵当トシテ借入ヲナスモノアリ
- 七 一ヶ月■（二字判読不明、以下同じ）五歩乃至式歩
- 八 期限ハ六ヶ月又ハ一ケ年ニシテ書替ヲ為シ若クハ延期証書ヲ受領ス
- 九 書替ニ要スル費用ハ債務者ノ負担ナリ或ハ借主ノ■エル事アリ
- 十 債務者期限ニ達シ弁償ノ（以下、判読不明）
- 十一 借用証書文体ハ左ニ記ス
- 十二 銀行ヨリ貸付ヲ受クルモノハ概子中産以上ノモノニシテ、其他ハ貸付業者ヨリ貸付ヲ受クルモノハ概ネ細民ナリ

十三 前項前者ハ概ネ事業用ノ資本目的ニシテ後者ハ生計上ノ為メ貸付ヲ受クルモノナリ
（「証書」例、省略）

北 諸 県 郡 地 方

- 一 土地抵当貸付業者二人
- 一 盛衰ハ別ニ異状ナシ
- 三 貸付業者ハ自金ヲ以テ貸附ク
- 四 農商ニ多シ
- 五 士族ニシテ農業ニ多シ
- 六 債務者ハ重ニ以前ノ負債ヲ返却シ或ハ事業上若クハ生計上ノ為メ借受ケルモノノ如シ
- 七 一ヶ月凡ソ■六朱
- 八 貸付期限ハ重ニ一ケ年ニシテ期限ニ至リ書替ヲナスモノ十分ノ四位ナリ
- 九 書換ノ費用ハ印紙税・証書登記方等ニシテ債務者ノ負担トス
- 十 債務者返還ノ義務ヲ怠リタルトキハ保証人ニ於テ義務ヲ代弁スルノ条件ヲ附スルモノ多シ
（「借用証」文体例、省略）
- 十二 銀行ヨリ貸付ヲ受クルモノハ概シテ中産以上ニシテ、其他貸付業者ヨリ貸付ヲ受クルモノハ細民ナリ
- 十三 前項前者ハ概ネ事業用ノ資本金ニシテ、後者ハ概ネ生計上ノ為メ貸附ヲ受クルモノナリ

西 諸 県 郡 地 方

- 一 土地抵当貸付業者ハナシ
- 二 第一項ノ營業者無之ニ付盛衰ナシ
- 三 第一項ニヨリナシ
- 四 豪農家ニシテ貸附ヲ為スモノナリ
- 五 細農民ナリ
- 六 債務者ハ重ニ存般其他生計上ノ費途ニ充ツ
- 七 貸附金ノ利率ハ通常年貳割ナリ
- 八 貸附期限ハ一ケ年若クハ二年ナリ其期限ニ至リ書換ハ通常ナリ
- 九 書換ニ要スル費用ハ債務者ヨリ弁ズ
- 十 第一項ニ依リナシ
- 十一 借用ノ証書ノ文体（以下，省略）
- 十二 銀行ヨリ貸附又ハ其他ノ貸付等ヲ受クルモノナシ
- 十三 前項ニヨリナシ

東 諸 県 郡 地 方

- 一 土地抵当貸付業者ナシ
- 二 一項ニヨリナシ
- 三 前項ニヨリナシ
- 四 土農商家ニ就テ貸付ヲナス
- 五 中産以下ノ農民
- 六 種物・肥料及生計上ノ融通又ハ負債ノ弁償等ノ為メ借入ルモノナリ
- 七 （判読不明）
- 八 貸付期限ハ六月，十二月トス
- 九 書換ニ要スル費用ハ債務者ノ負担ナリ
- 十 貸付者ノ徵求スル条件ハ貸金高二倍又ハ三倍以上ノ価格ヲ有スル不動産ノ書入ヲ徵求シテ
期限通元利金弁セサルトキハ書入物ヲ引揚クル等ノ確約ヲ前詰^(マ、)ス間ニハ實際貸借ナルモ表面
上売渡証書ニ認メ期日ニ至リ元利金ヲ返済セシトキハ売戻ヲナスノ契約ヲナシ置クモノアリ
- 十一 借用証書ノ文体（以下，省略）
- 十二 銀行ヨリ貸付又ハ其他營業者等ヨリ貸付ヲ受クルモノナシ
- 十三 前項ニ依リナシ

児 湯 郡 地 方

- 一 土地抵当貸付營業者，拾七名
- 二 貸附ハ年々増加スル景況ナリ
- 三 貸付營業者ハ自己ノ所持金ヲ以テ但貸附会社ハ其株金ヲ以テ貸付スルモノナリ
- 四 農商家ニ於テ貸付スルモノナリ
- 五 細農・小商・口稼人・漁業者等ナリ

中四国・九州地方における「土地抵当貸付」の態様と性格（続）

- 六 農家ハ肥料・租税，商業者ハ産物融通ノ為メニ，其他ハ生計上差繰ノ為メニスルモノ多シ又一時糊口ヲ凌ク為メニスルモノモアリ
- 七 日歩 一步五厘乃至二歩五厘
- 八 貸付期限ハ六ヶ月或ハ一ケ年，書換ハ通常ナリト雖モ或ハ利子ノミヲ期限末ニ支払ヒ，原金ハ期日ヲ定メ猶予ヲ乞フモアリ
- 九 書換ヲ要スル費用ハ債務者ノ負担トス
- 十 貸付ヲナスニ付イテハ借用証書ヲ徴スルヲ以テ別ニ契約ヲナサズ
- 十一 借用証書文体（以下，省略）
- 十二 銀行ヨリ貸付ヲ受クル者ハ概シテ中産以上ノ者ニシテ，其他貸付営業者ヨリ貸付ヲ受クル者ハ細農ナル事実ヲ存ス
- 十三 銀行ヨリ貸付ニ受クル者事業用ノ資本金ニシテ，其他ノ貸付業者ヨリ貸付ヲ受クル者ハ生計上ノ融通ノ為メニスル事実存ス

東 白 杵 郡 地 方

- 一 土地抵当貸付営業者ニ無之トモ事業ノ傍ヲ貸付ヲ為スモノ概シテ拾參人
- 二 貸附業者ノ近年ハ金融緩慢ト物価騰貴セサルガ為メ衰頹ナリ
- 三 貸付資金ハ各自ノ所持金ナリ
- 四 商農資産家ニ於テ貸付ヲナス
- 五 債務者ハ小及ヒ中等以下ノ農商ナリ
- 六 商業的資本事業的資本又生計上融通ノ為メ借受クルモノアリ
- 七 通常貸付ハ月一步乃至五厘，尤モ多数ヲ占ムルモノハ一步二朱，金高ノ多少ト期限ノ長短ニヨリ利子ニ高低アリ
- 八 期限ハ四ヶ月，六ヶ月短キハ三ヶ月金高ノ多数ニヨリ一ケ年乃至三年其期限ニ元利返済スル能ハザル場合ニ於テハ利子ノミ払ヒ延期ノ手續ヲナスモノアリ
- 九 書換ヲ要スル費用ト印紙・登記料・筆耕料等ニシテ債務者ノ負担ナリ
- 十 自己ノ利益ノ為メニ徵求スル条件ハ，返済期限後返済セサル場合ニ書入ノ土地抵当ヲ引揚，又ハ不足ヲ生スルトキハ証人ヲシテ弁納セシムルモノアリ
- 十一 借用証書文体左ノ如シ（以下，省略）
- 十二 銀行ヨリ貸付ヲ受クルモノハ中産以上ノ資産家・商業家ニシテ，其他営業者ヨリ貸付ヲ受クルモノハ概シテ細農民ナリ
- 十三 銀行ヨリ貸付ヲ受クルモノハ事業用ノ資本金ニシテ，其他貸附業者ヨリ貸付ヲ受クルモノハ生計上ノ融通ノ為メ概シテ借受クルモノナリ

西 白 杵 郡 地 方

- 一 土地抵当貸付営業者二名
- 二 貸附業者ハ年々盛況ヲ呈ス
- 三 資金ハ自己所持金ヲ之ニ充テ，不足ヲ告グルニ至リテハ自己ノ不動産ヲ一時他ノ資産家若

- クハ銀行ニ抵当トシ為シ借入ヲス
- 四 農商家ニ於テ貸付ヲナス
 - 五 土地抵当トスル債務者ハ重ニ農家ニアリ或ハ商家ノ商売仕込ノ為ノ借受クルモアリ，其比例ハ農九歩，商一步
 - 六 金員ノ使途ハ納税又ハ負債却及商売仕込生計上ノ融通ノ為メニスルモノナリ
 - 七 通常貸付金ノ利子年一割二分ヨリ忒割四分
 - 八 期限ハ六ヶ月乃至一ケ年或ハ三ケ年トス，
証書書替ノ談合整ヒタルモノハ通常ナルモ期限ニ至レハ書替ヲナサス，直チニ抵当ヲ引揚ルアリ
 - 九 書替ヲ要スル費用ハ負債者ノ負担
 - 十 自己ノ利益ノ為メニ要求スル条件ハ，督促手数料或ハ期限日ヲ經過スレハ一日金三拾銭又ハ五拾銭ノ違約金ヲ要求スルモノナリ
 - 十一 借用証書文体左ノ如シ（以下，省略）
 - 十二 銀行ヨリ貸附ヲ受クルモノハ概シテ中産以下モノニシテ，其他ノ貸付業者ヨリ貸附ヲ受クルモノハ概シテ細農者ニアリ
 - 十三 銀行ヨリ貸付ヲ受クルモノハ概シテ事業用ノ為メ，資本ハ其他ノ貸付業者ヨリ貸附ヲ受クルモノハ生計上ノ融通ノ為メニスルモノナリ
其他抵当土地ノ割合ハ田地ニ於テハ地価ノ七分乃至八分，畑ニ在リテハ地価ノ八分乃至九分ノ目的ヲ以テ貸与ス，尤モ土地ノ肥瘦，水利ノ善悪，距離ノ遠近（下略，不明）

類 似 組 合 会 社 調 査 書

- 一 舎名社号及其場所
共算会社ト称シ，東白杵郡延岡町大字中町三番戸ニ設ク
- 一 支店処ノ場所
東白杵郡東海村並ニ同郡細嶋町及富高村ノ三ヶ所ニ置ク
- 一 資本金
凡ソ壹千円
- 一 創立年月
明治廿六年八月廿日
- 一 現預リ金並ニ既ニ返金セシ金額
現ニ貸出金ハ千三百円位ニシテ預リ金ハ八百円位
- 一 規約書等ノ要領
初メ金壹円十銭ヲ貸付其内十銭ヲ印紙代其他ヲ手数料トシテ引去リ残金壹円ヲ貸渡シ，夫レヨリ金忒銭ヲヅツヲ三ヶ月間毎ニ掛込シタルトキハ，金十円ノ証券ヲ渡シ，夫レヨリ二ヶ月間社ニ預リ置キ，然ル後何時ニテモ証書ト引替金十円ヲ渡スト云ウノ仕組ナリ
- 一 加入者ノ人員
凡ソ千人位

（以下、省略）

」

なおここで、特に注意しておきたい点は、沖縄地方（琉球王国）の特殊性であろう。江戸時代薩摩藩の支配下にあった琉球王国は、日本本土におけるような明治初年の廃藩置県を断行せず、統合方法としては、土地制度・租税制度・地方統治制度を改革しないで「旧慣行温存」といわれたような政策をとり、日清戦後の明治36年に始めて「土地整理」を断行したのである。

4 小括と残された課題

改めてこれまで「紹介」してきた本資料の所有者であり、先行研究者でもあった拝司静夫氏の「土地抵当貸付と銀行一日清戦前後における一資料―」（『資本主義の成立と発展』有斐閣、昭和34年刊）を読み返してみると「現在は性急な結論は一切さけ、単に資料に若干の整理加えて紹介するに止める」とされているが、冒頭に述べたようにわれわれは、これまで数回にわたって、地方別に北海道から九州・沖縄地方まで紹介・検討を心掛けてきた。¹⁾

たまたま「秋田県庁文書」の探訪・検討のなかで、本資料と対応すると考えられる大蔵省からの「通達」を発見したが、残念ながら東北地方以外の他地方の「県庁文書」と関連するものは発見できていない。またこれまで検討して来た地方でも、主要都市が包含されていない憾みがある。それぞれの地方で「銀行検査官」が県庁部に依頼するか、ないしは訪問している場合もあるから、秋田県の場合の方が例外的といえようか。ただし、その「通達」は北海道・府県宛になっているから、今後の発見が期待出来るかも知れない。²⁾

さて、これまで全国を七地方にわけて、紹介・検討を続けてきたが、共通して県庁所在地の報告に乏しい。北海道札幌市・中京地方の愛知県名古屋市というのは、むしろ例外的とさえいえる。名古屋市の場合に示されたように、戦前資本主義の形成・展開に対応した銀行業と「土地抵当貸付」の関連を指摘した事例は稀有ともいえよう。本調査が当初から、それを除外したのか不明なのが惜しまれるが、今後各「自治体史」研究の進展を期待するよりほかないであろう。

注)

1) これまで不十分ながら検討・究明を試みてきた拙稿（地域別）は次の通りである。

- ①「蚕糸業の展開と地主制」（『秋田近代史研究』35, 54頁以下, 1993年8月刊）
- ②「明治後期秋田県下の土地抵当貸付の動向」（茨城大学『政経学会雑誌』第62号, 25頁以下, 1994年3月刊）
- ③「明治期における土地抵当貸付と地主制の展開」（専修大学社会科学研究所『社会科学年報』第30号, 53頁以下, 1996年3月刊）
- ④「明治期における土地抵当貸付と地主制・再論」（同『社会科学年報』第34号, 3頁以下, 2000年3月刊）
- ⑤「秋田県における地主制の構造的特質」（『秋田近代史研究』41号, 1頁以下, 2000年6月刊）
- ⑥「北海道地方における「土地抵当貸付」の態様と性格」（地方金融史研究会『地方金融史研究』第37号, 39頁以下, 2006年3月刊）
- ⑦「東北地方における「土地抵当貸付」の態様と性格」（同『地方金融史研究』第35号, 95頁以下, 2004年3月刊）
- ⑧「関東地方における「土地抵当貸付」の態様と性格」（同『社会科学年報』第40号193頁以下, 2006

年3月刊)

⑨「中京地方における「土地抵当貸付」の態様と性格」(同『地方金融史研究』第36号, 56頁以下, 2005年3月刊)

⑩「近畿地方における「土地抵当貸付」の態様と性格」(同『社会科学年報』第39号, 185頁以下, 2005年3月刊)

2) 「精細ナルモノヲ得ラレ候ハハ此上モナク候得共御管下ニ於ケル大体ノ景況ヲ視ルニ足ルモノニシテ差支無之ト存候」として「北海道・府県」宛に至急送付を命じられていたのである秋田県庁文書「〔自明治二十一年至明治二十九年〕第五課農商課事務簿 商工之部 全」(秋田県立公文書館蔵)。